

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、(イ)又は(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ハ)又は(ニ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）若しくは第4項の規定の適用を受けようとする法人
- (ロ) 令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）若しくは第3項の規定の適用を受けようとする法人
- (ハ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）若しくは第4項の規定の適用を受けようとする法人
- (ニ) 令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）若しくは第3項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「第1号・法第72条の2第1項第3号・第4号」に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「債務の免除を受けた金額①」から「計④」までの各欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(4)）の1から4までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表5）の1から4までの各欄の金額を記載します。	
3 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」	法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は令和2年旧法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12若しくは第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法（以下「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(4)）の6の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表5）の6の欄の金額を記載します。	
4 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額⑦」	第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額を記載します。	
5 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人が、第6号様式の⑥の欄の金額若しくは第6号様式別表5の②の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。	
6 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」	「1 この明細書の用途等」(1)(ハ)又は(ニ)に掲げる法人が、第6号様式の⑥の欄の金額又は第6号様式別表5の②の欄の金額を記載します。	
7 「④、⑧又は⑨のうち最も少な	(1) 「1 この明細書の用途等」(1)(イ)に掲げる法人のうち、法	

い金額⑪」	<p>第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人にあつては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第4項の規定の適用を受ける法人にあつては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。</p> <p>(2) 「1 この明細書の用途等」(1)(ロ)に掲げる法人のうち、読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第3項の規定の適用を受ける法人にあつては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。</p>	
8 「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」	<p>(1) 「1 この明細書の用途等」(1)(ハ)に掲げる法人のうち、法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人にあつては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第4項の規定の適用を受ける法人にあつては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。</p> <p>(2) 「1 この明細書の用途等」(1)(ニ)に掲げる法人のうち、読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第3項の規定の適用を受ける法人にあつては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。</p>	
9 ⑬から⑰までの各欄		<p>法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。</p>